## 千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時:令和元年8月1日 午後1時30分 場所:千曲市役所戸倉庁舎 4階会議室2

(開会の前に委嘱書の交付)

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員指名
- 4 会議事項
  - (1)副会長選出について
  - (2) 平成30年度千曲市国民健康保険特別会計決算見込みについて
  - (3) 令和元年度千曲市国民健康保険特別会計予算について
  - (4) 保健事業実施計画 (データヘルス計画) の推進状況について
  - (5) その他
    - ① 国民健康保険税の資産割廃止について
    - ②国民健康保険運営協議会委員等研修会について
- 5 閉 会

## 千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 H30.4.1~R3.3.31)

## 1. 被保険者を代表する委員

氏 名	備考
朝田 いつ子	
小河原 典子	
西村 明子	
宮島 倫史	

## 2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

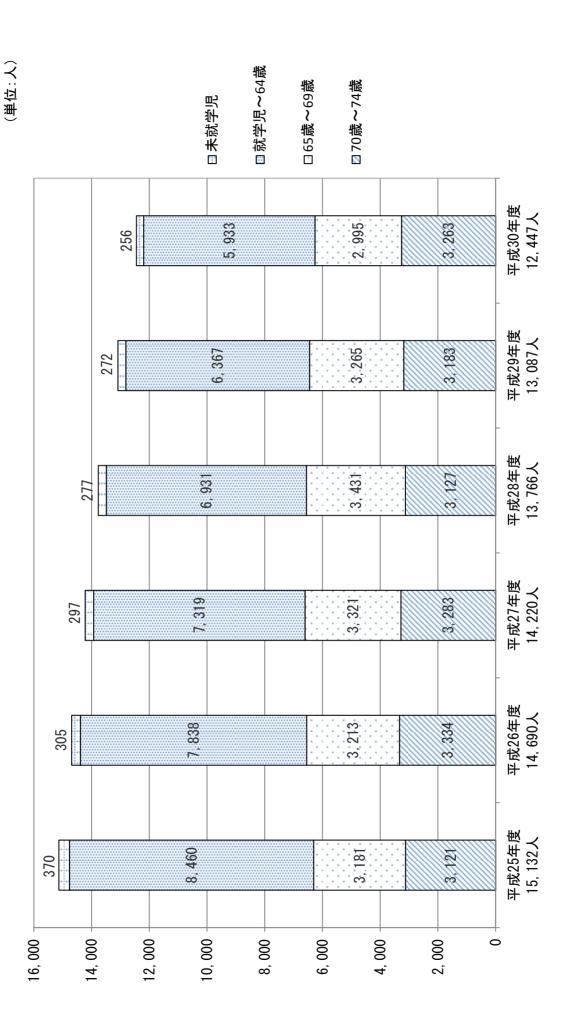
氏 名	備考
島谷 茂樹	医師会
内藤 康介	医師会
關 尚樹	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

## 3. 公益を代表する委員

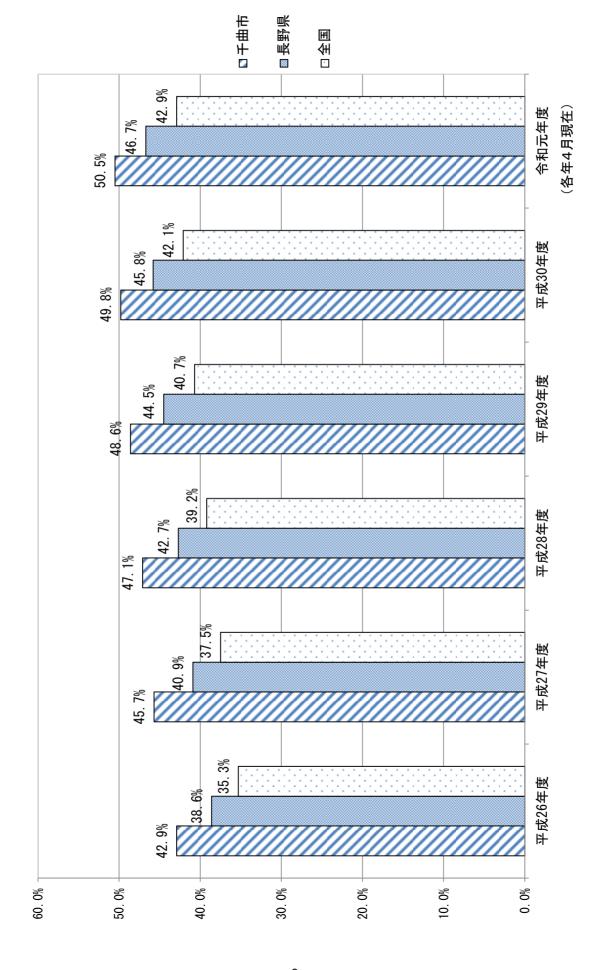
氏 名	備    考
大島 剛	民生児童委員
山﨑 文清	民生児童委員
竹内 美與子	健康推進員
山本 美晴	健康推進員

## 4. 被用者保険等保険者を代表する委員

氏 名	備    考
中井 康裕	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合



国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合(KDBシステムより)



平成30年度 千曲市国民健康保険特別会計決算見込額の内訳

% 徴収率(現年課税分) 97.01% 不納欠損・還付未済額 9.939.653円 収入未済額 87,405,307円 (単位:円、 姚 靊 金運用利子 前年度繰越金 促手数料 鹫 華 7.3 - 8 2 指減 5 3 0 9 **贴**減 皆増 388. 272. (D) = (C/B\*100)21. 16. Ы. 9. 0 21. 57. 9 53. 21. 加 驷 驷 増減率 ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ 对前年度 0 839 480 829 400 000 000 423 688 084 391 3, 643, 028, 805 771 194 194 457 237 544, 814 391 257, 130 861 295, 390, 4, 808, 29, 13, 409, 295, 1, 622, 15, 295, 123, 697, 842, 940, 54,018, 5, 167, 1, 429, 378, 951, 1, 365, 781, 054, 848, 增減額 (C) = (A-E ◁ ◁ 38, 58, 62, 33, 33, ω. 1,099, ◁ ◁ က် ζ, ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ 966 000 996 316 570 570 0 373 688 546 100 862 391 0 854 1, 158, 903, 135 1,949,138 7, 494, 749 16,859,105 391 901 前年度決算額 (B) 748, 993. 517, 893, 893, 24, 353, 1, 429, 378, 538, 1,064,442, 00, 612, 054, 848, 365, 781, 262, 320, 123, 697, 357, 357, 65, 26, 6, 878, ς, 919 462 738 1, 177 764 764 1, 197, 160, 265 1, 122, 833, 835 620 11, 222, 072 564 409,000 254, 630, 830 521,091 9, 117, 172 .**見込**額 (A) 1, 919, 3, 905, 349, 61, 184, 735, 3, 842, 940, 391, 188, 587, 391, 188, 403, 29, 778, 決算 62, 20, . S 000 1, 123, 857, 000 000 000 000 000 1,000 536, 944, 000 473, 158, 000 000 20,000 399, 318, 000 1,000 000 053, 164, 000 254, 630, 000 4,880,000 000 3, 453, 000 317,000 750, 786, 予算現計 547. 693, 879, 320, 401, 001, 399, 58, 63, φ, က် ó, 4, 三者納付金: (普通交付金) 特別交付金 紙 盂 現年課税分 滞納繰越分 現年課税分 滞納繰越分 Ш 佃 **√**□ 雑入(保険給付費返還 療養給付費等交付金 保険給付費等交付金  $\prec$ 使用料及び手数料 前期高齡者交付金 洒 民健康保険税 共同事業交付金 串 延滞金及び過料 艦 退職被保険者 一般会計繰入 般被保険者 国庫支出金 基金繰入金 県支出金 財産収入 輸入金 繰越金 諸収入 H 続入 Ŋ တ ◁ Ø ო ◁

搬	歳出	,					(単位:円、%)
	項目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度 増減額 (C) = (A-B)	ぎ 増減率 (D)= (C/8*100)	華
_	総務費	28, 140, 000	25, 098, 801	29, 225, 906	△ 4, 127, 105	△ 14.1	
7	保険給付費	4, 497, 098, 000	3, 860, 759, 602	4, 110, 934, 126	△ 250, 174, 524	△ 6.1	
	療養諸費	3, 909, 038, 000	3, 385, 777, 577	3, 584, 692, 377	△ 198, 914, 800	△ 5.5	
	高額療養費	564, 109, 000	457, 925, 860	506, 390, 119	△ 48, 464, 259	0 9 €	
	移送費	11, 000	0	0	0	0.0	
	出產育児諸費	18, 910, 000	12, 154, 090	15, 701, 630	△ 3, 547, 540	△ 22. 6	
	葬祭諸費	5, 000, 000	4, 900, 000	4, 150, 000	750, 000	18.1	
	結核医療費諸費	30, 000	2, 075	0	2, 075	早早	
က	国民健康保険事業費納付金	1, 481, 147, 000	1, 481, 144, 608	0	1, 481, 144, 608	早早	
	医療給付費分	1, 050, 555, 000	1, 050, 554, 412	0	1, 050, 554, 412	早早	
	後期高齢者支援金等分	326, 127, 000	326, 125, 974	0	326, 125, 974	早早	
	介護納付金分	104, 465, 000	104, 464, 222	0	104, 464, 222	品增	
4	保健事業費	52, 567, 000	39, 163, 218	38, 096, 524	1, 066, 694	2.8	
2	基金積立金	173, 192, 000	173, 173, 177	71, 565, 316	101, 607, 861	142.0	
9	諸支出金	87, 257, 000	85, 976, 998	38, 736, 097	47, 240, 901	122.0	
	保険税還付金	5, 700, 000	4, 520, 500	4, 496, 500	24, 000	0.5	
	償還金	81, 557, 000	81, 456, 498	34, 239, 597	47, 216, 901	137.9	国庫支出金等過年度返還金
7	予備費	1, 000, 000	0	0	0	0.0	
4	後期高齡者支援金	0	0	718, 138, 378	△ 718, 138, 378	皆減	
◁	前期高齡者納付金	0	0	2, 649, 409	△ 2, 649, 409	皆減	
◁	老人保健拠出金	0	0	15, 681	△ 15, 681	皆減	
◁	介護納付金	0	0	265, 644, 789	△ 265, 644, 789	皆減	
◁	共同事業拠出金	0	0	1, 348, 901, 490	△ 1, 348, 901, 490	皆減	
	歳 出 合 計	6, 320, 401, 000	5, 665, 316, 404	6, 623, 907, 716	△ 958, 591, 312	△ 14.5	

## 年度別保険給付費

単位:円 (下段:前年度比増減)

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	療養給付費	3, 551, 628, 804	3, 591, 337, 482	3, 625, 196, 541	3, 459, 538, 859	3, 314, 539, 489
	<b>您食和</b> 的复	362, 782, 117	39, 708, 678	33, 859, 059	△ 165, 657, 682	△ 144, 999, 370
	療養費	42, 488, 134	40, 424, 434	41, 237, 188	44, 714, 569	37, 043, 633
	<b>欣</b> 食貝	△ 790, 742	△ 2, 063, 700			△ 7, 670, 936
	高額療養費	461, 748, 371	472, 347, 032			455, 370, 911
	问识况及其	87, 344, 273	10, 598, 661	47, 670, 852	△ 24, 020, 530	△ 40, 626, 443
般	高額介護合算 高額介護合算	184, 814	71, 413	211, 602	244, 491	218, 952
7.2~	问识儿吃口开	7, 431	△ 113, 401	140, 189	32, 889	△ 25, 539
	  移送費	0	0	0	0	0
	少还真	0	0	0	0	0
	小計	4, 056, 050, 123			4, 000, 495, 273	
	13. П	449, 343, 079	48, 130, 238			△ 193, 322, 288
	  療養給付費	252, 487, 334	221, 427, 498		, , ,	, , ,
	<b>冰及帕门</b>	△ 115, 882, 928			△ 72, 130, 231	
	療養費	3, 285, 094	3, 295, 200	1, 892, 499		
	<b>冰及</b>	△ 244, 485				
退	  高額療養費	29, 860, 341		22, 820, 171		
沤	10 00000000000000000000000000000000000	△ 19, 255, 361	2, 620, 082	△ 9, 660, 252	△ 12, 671, 897	△ 7, 812, 277
職	高額介護合算	0	15, 062	0	0	0
	1-3 11.031 11.2 11.31	△ 31, 112	15, 062		0	0
	  移送費	0	0	0	0	0
	17.230	0	0	0	0	0
	小 計	285, 632, 769				· ·
		△ 135, 413, 886		△ 92, 222, 883		
	出産育児一時金	15, 014, 000	18, 448, 000	15, 536, 510		
		△ 8, 836, 000	3, 434, 000			
	葬 祭 費	4, 000, 000	4, 400, 000	5, 000, 000		
		△ 950,000	400, 000		△ 850,000	
	結核医療給付金	3, 777	18, 265	,	0	2, 075
		1, 371	14, 488			
	審査支払手数料	10, 695, 720			, , ,	, ,
		466, 021				
	合 計	4, 371, 396, 389			4, 110, 934, 126	
	4.	304, 610, 585	24, 902, 034	△ 12, 334, 878	△ 2/3, 029, 419	△ 250, 174, 524

## 1人あたり医療費の推移

				1	人あたり医	<b>、</b> あたり医療費の推移	Æ					(単位:円)
日路半夕		1	般			部	搬			国	全体	
不	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長 野 市	349,959	354,862	363,336	370,203	382,977	388,899	382,686	327,051	351,627	355,997	363,704	369,859
校本市	350,230	352,239	361,827	369,505	416,093	413,863	390,819	406,907	353,276	354,205	362,378	369,812
田田十	348,279	347,702	357,287	379,645	346,520	337,033	387,907	440,086	348,183	347,337	357,864	380,086
岡 谷 市	357,213	362,692	365,276	379,196	333,214	398,373	386,918	619,712	355,698	364,172	365,765	381,468
飯 田 市	322,343	324,285	332,690	349,492	342,844	406,103	411,223	349,279	323,491	327,411	334,446	349,490
諏 訪 市	355,083	352,843	351,009	373,071	301,691	378,488	488,740	407,387	352,083	353,803	353,903	373,315
須 坂 市	365,744	361,822	362,161	363,162	387,739	433,089	408,697	399,956	366,789	364,178	363,018	363,449
小 諸 市	324,808	316,074	331,889	343,869	374,974	377,069	386,851	385,924	327,795	318,459	333,018	344,185
伊 那 市	322,986	326,337	342,784	372,598	332,493	322,596	408,967	572,163	323,550	326,188	344,241	374,245
駒ケ根市	340,956	327,821	333,187	356,209	360,502	331,350	401,772	369,496	342,205	327,969	334,879	356,269
中 野 市	315,803	319,389	332,348	324,816	346,759	361,548	334,310	341,779	317,353	320,833	332,387	324,913
大 町 市	376,250	374,285	368,994	382,676	458,254	434,652	397,750	540,263	380,636	376,304	369,563	384,001
飯 山 市	369,400	375,639	380,199	367,997	368,218	355,660	449,973	333,128	369,324	374,776	382,045	367,582
茅 野 市	325,500	334,330	342,366	351,069	386,577	421,350	408,882	381,512	329,479	338,048	343,834	351,273
塩 尻 市	373,596	359,022	361,581	371,070	383,948	365,500	420,823	656,649	374,257	359,293	362,933	373,295
千曲 市	370,204	378,709	373,584	368,784	362,994	354,488	321,492	243,805	369,756	377,697	372,358	367,449
佐 久 市	326,138	332,211	344,026	357,034	383,857	394,601	476,669	483,699	329,732	334,932	347,189	358,291
東 御 市	338,220	355,693	359,072	365,772	413,429	337,927	352,135	260,129	343,085	354,913	358,884	364,586
安曇野市	357,396	363,475	373,654	382,591	366,503	377,155	346,744	397,294	357,904	363,970	373,122	382,695
市町村計	341,702	343,387	351,318	360,659	366,824	377,034	389,514	410,682	343,105	344,635	352,123	361,091
	1											

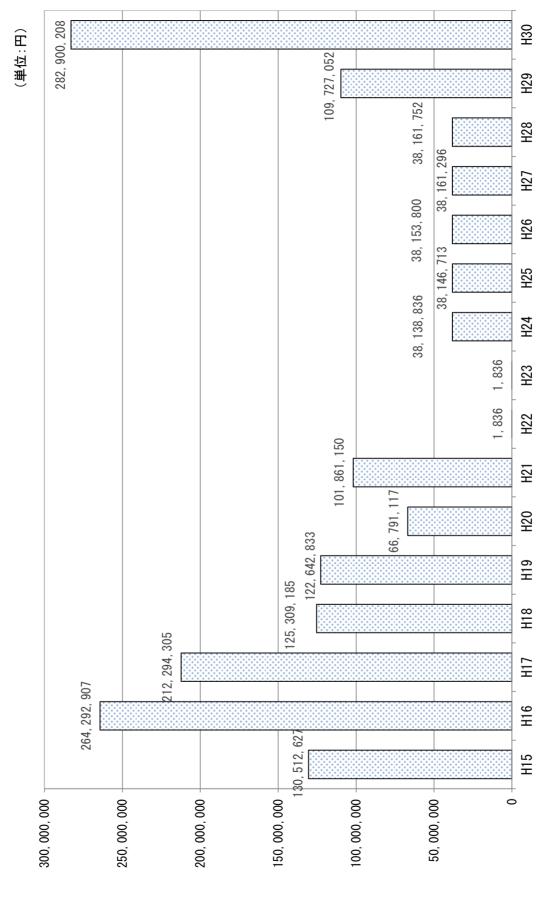
※平成27年度から平成29年度は「確定値」、平成30年度は「速報値」

## 1人あたり医療費の推移(伸び率)

(単位:円、%)

	伸び率 順位	14	13	3	9	2	4	16	8	1	2	18	7	19	12	10	17	6	15	11	
	伸び率	1.7	2.1	6.2	4.3	4.5	5.5	0.1	3.4	8.7	6.4	-2.2	3.9	-3.8	2.2	2.9	-1.3	3.2	1.6	2.6	2.5
	H30-H29	6,155	7,434	22,222	15,703	15,044	19,412	431	11,167	30,004	21,390	-7,474	14,438	-14,463	7,439	10,362	-4,909	11,102	5,702	9,573	8,968
	平成30年度	369,859	369,812	380,086	381,468	349,490	373,315	363,449	344,185	374,245	356,269	324,913	384,001	367,582	351,273	373,295	367,449	358,291	364,586	382,695	361,091
	伸び率 順位	8	7	2	15	6	16	17	2	1	10	4	19	11	12	14	18	3	13	9	
	伸び率	2.2	2.3	3.0	0.4	2.1	0.0	-0.3	4.6	5.5	2.1	3.6	-1.8	1.9	1.7	1.0	-1.4	3.7	1.1	2.5	2.2
全 体	H29-H28	7,707	8,173	10,527	1,593	7,035	100	-1,160	14,559	18,053	6,910	11,554	-6,741	7,269	5,786	3,640	-5,339	12,257	3,971	9,152	7,488
国保	平成29年度	363,704	362,378	357,864	365,765	334,446	353,903	363,018	333,018	344,241	334,879	332,387	369,563	382,045	343,834	362,933	372,358	347,189	358,884	373,122	352,123
	伸び率 順位	8	13	14	3	6	12	15	17	11	19	10	16	7	2	18	4	9	1	2	
	伸び率	1.2	0.3	-0.2	2.4	1.2	0.5	-0.7	-2.8	0.8	-4.2	1.1	-1.1	1.5	2.6	-4.0	2.1	1.6	3.4	1.7	0.4
	H28-H27	4,370	626	-846	8,474	3,920	1,720	-2,611	-9,336	2,638	-14,236	3,480	-4,332	5,452	8,569	-14,964	7,941	5,200	11,828	6,066	1,530
	平成28年度	355,997	354,205	347,337	364,172	327,411	353,803	364,178	318,459	326,188	327,969	320,833	376,304	374,776	338,048	359,293	377,697	334,932	354,913	363,970	344,635
	平成27年度	351,627	353,276	348,183	355,698	323,491	352,083	366,789	327,795	323,550	342,205	317,353	380,636	369,324	329,479	374,257	369,756	329,732	343,085	357,904	343,105
日今本夕	天 () () ()	長 野 市	松本市	上 田 市	岡 谷 市	飯 田 市	諏 訪 市	須 坂 市	小 諸 市	伊那市	駒ヶ根市	中野市	大 町 市	飯 山 市	茅 野 市	塩 尻 市	千曲 市	佐 久 市	東 御 市	安曇野市	市町村計

国民健康保険支払準備基金残高の推移



## 国民健康保険特別会計 繰入金の状況

											(単位:円)
	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (当初予算)
保険基盤	保険基盤安定繰入金	168,086,896	160,156,753	158,434,946	160,669,665	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	280,430,000
出産育児	出産育児一時金繰入金	15,673,333	15,560,000	15,880,000	10,880,000	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	11,200,000
財政安定	財政安定化支援事業繰入金	17,155,000	17,471,000	32,507,000	36,009,000	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	69,026,000
事務費等繰入金	# 1	30,677,293	129,909,502	35,299,226	103,501,176	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	28,043,000
#	事務費繰入金(法定分)	20,151,750	18,276,502	17,799,226	18,878,271	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	27,518,000
<u>₩</u>	法定外繰入	10,525,543	111,633,000	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	249,000	525,000
	赤字補てん分	10,525,543	56,994,915	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	0	0
	基金積立資金	0	54,638,085	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	0	0	0	0	249,000	525,000
	一般会計繰入金 合計	231,592,522	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	388,699,000
2-11	国民健康保険支払準備基金繰入金	8,862,000	0	0	0	0	0	0	0	0	52,604,000
	繰入金合計	240,454,522	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	441,303,000

令和元年度 千曲市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

% 単位:円、 狮 靊 指減 指減 Ι ١ 增減率 = (C/B\*100) 15. 17. 10. ς; 0 0 0 0 ◁ ◁ ◁ 0 0 000 1,674,000 2, 940, 000 1, 674, 000 000 000 000 000 0 △ 33, 536, 000 30, 596, 000 686, 111, 000 13, 266, 000 △ 1,000 △ 1,000 10, 182, ( 65, 869, ( 52, 603, 696, 293, 663, 962, 增減額 (C) = (A-E ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ ◁ I 1 構成比 74.8 6.2 0.0 0.0 100.0 6 0 0 0.1 ∞. 0 0 0 750,000 1, 147, 741, 000 3, 453, 000 20,000 1,000 1,000 1,000 1,000 065, 772, 000 1,077,048,000 58, 547, 000 8, 693, 000 536, 944, 000 4, 473, 158, 000 63, 786, 000 1,879,000 375, 434, 000 375, 433, 000 4,880,000 3,001,000 前年度予算額 (B) 4 6, 20.6 0.0 0.0 8.2 0.0 100.0 構成比 I I 0.1 20,000 1,000 000 0 0 1,046,452,000 5, 753, 000 388, 699, 000 52, 604, 000 3,001,000 401, 810, 000 1, 114, 205, 000 60, 221, 000 1, 779, 000 750,000 840, 651, 000 787, 047, 000 53, 604, 000 441, 303, 000 4,880,000 当初予算額 (A) 1, 879, ( 第三者納付金等) (普通交付金) (特別交付金 盂 現年課税分 滞納繰越分 現年課税分 滞納繰越分 Ш 維入(保険給付費返還金) 仁 療養給付費等交付金 保険給付費等交付金  $\prec$ 使用料及び手数料 쨈 国民健康保険税 一般会計繰入金 延滞金及び過料 毈 一般被保険者 退職被保険者 国庫支出金 基金繰入金 財産収入 県支出金 繰越金 繰入金 諸収入 線入 Ŋ

搬	搬出							(萬位:田、%)
	項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比「	対前年度 増減額 (C) = (A-B)	丢 増減率 (D)= (C/B*100)	備寿
1	総務費	27, 345, 000	0.5	28, 140, 000	0.5	△ 795, 000	△ 2.8	
0	保険給付費	3, 809, 886, 000	70.5	4, 497, 098, 000	74. 1	△ 687, 212, 000	△ 15.3	
	療養諸費	3, 297, 833, 000	I	3, 909, 038, 000	I	△ 611, 205, 000	△ 15.6	
	高額療養費	489, 203, 000	I	564, 109, 000	I	△ 74, 906, 000	△ 13.3	
	移送費	11, 000	Ι	11, 000	Ι	0	0.0	
	出産育児諸費	16, 809, 000	I	18, 910, 000	I	△ 2, 101, 000	△ 11.1	
	葬祭諸費	6, 000, 000	_	5, 000, 000	Ι	1, 000, 000	20.0	
	結核医療費諸費	30,000	_	30,000	Ι	0	0.0	
3	国民健康保険事業費納付金	1, 506, 065, 000	27.9	1, 481, 147, 000	24. 4	24, 918, 000	1.7	
	医療給付費分	1, 059, 677, 000	_	1, 050, 555, 000	Ι	9, 122, 000	0.9	
	後期高齡者支援金等分	331, 996, 000	Ι	326, 127, 000	I	5, 869, 000	1.8	
	介護納付金分	114, 392, 000	_	104, 465, 000	_	9, 927, 000	9.5	
4	保健事業費	51, 693, 000	1.0	52, 567, 000	0.9	△ 874, 000	△ 1.7	
2	基金積立金	20,000	0.0	20, 000	0.0	0	0.0	
9	諸支出金	5, 801, 000	0.1	5, 800, 000	0.1	1, 000	0.0	
	保険税還付金	5, 700, 000	_	5, 700, 000	Ι	0	0.0	
	償還金	101, 000	_	100, 000	_	1, 000	1.0	国庫支出金等過年度返還金
7	予備費	1, 000, 000	0.0	1,000,000	0.0	0	0.0	
	歳 出 合 計	5, 401, 810, 000	100.0	6, 065, 772, 000	100.0	△ 663, 962, 000	△ 10.9	

## 平成 31 年度国民健康保険税について

を、医療機関の窓口で支払う受診料のほかに、みなさんが納める保険税と国・県か 国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費 らの補助金でまかない、運営しています。

国民健康保險稅は、医療給付費分(医療分)・後期高齢者支援金分(支援金分)・ 介護納付金分(介護分)の三つに分類されます。また、それぞれ、所得割・資産 割・均等割・平等割の四つの方式で税額が算定されます。今年度の税率と税額 は昨年度と変わりありませんが、法改正により、課税限度額を表のとおり引き 上げました。

事業の健全な運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。 加入者のみなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険

区分	内容	医療分	支援金分	介護分
<b>慢制</b> - 12 —	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額-33 万円)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 【加入者数×税額】	19,500 円	7,500 円	7,300 円
平等割	加入世帯に対して課税	22,000 円	7,200 円	6,300 円
最高額	課税限度額	610,000 円	190,000 円	160,000 円
	(改正前)	(580,000 円)	(据え置き)	(据え置き)

## 国民健康保険税の算出方法について

- 納税通知書等は世帯主宛に **お送りします。**(世帯主が会社の健康保険などに加入していても、世帯内に 国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります) 国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、
- 医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税さ
- **介護分は、40 歳以上 65 歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税され**ま
- 国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・資産割額・均等割額と、 世帯あたりに課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健 康保険税として課税されます。
- 国民健康保険税は年度(4月~翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。

# 所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減

税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち**均等割額と平等割額が軽減**されます。 軽減割合は 7 割・5 割・2 割のいずれかとなります。 ※H31 年度に軽減基準が見直され、対象世帯が拡大されました (太字下線部)。

軽減基準額	軽減割合
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33 万円以下	1割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33 万円+( <u>28 万円</u> ×被保険者数)以下	5割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33 <b>万円+(<u>51 万円</u>×被保険者数)以下</b>	2割

×××

2日 4/04 7 8 ている人と国民健康保険から後期 国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と 高齢者医療制度へ終たしま

- 65 歳以上の公的年金所得者は、年金所得より 15 万円を控除した額から軽減 判定を行います。
- この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請**の必要はありません。**ただし、**前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません**。必ず申告してください。

## 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

## ①対象者

- ません ・平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した雇用保険受給資格者※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となり
- 雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が次に該当する人 離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34

軽減額 国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。 前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の30%として計算し、これ を所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減さ れます。

③軽減期間 軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までとなります。 ただし、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、 の時点で終了します。

4

## (4)

**)申請方法 この軽減を受けるためには申請が必要**です。 雇用保険受給資格者証・印鑑・国民健康保険証・個人番号 (マイナンバー) が確認できる書類を持参し、税務課で申請してください。

# 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置

平成 20 年度以降、15 歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにともない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急に増えることがないよう、次の軽減を受けることができます。

○所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照) いままで国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入に 変更がない場合、いままでと同じ軽減を受けることができます。

## 〇平等割の軽減

欠 国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ 平等割が軽減されます(最初の5年間は2分の1額、その後3年間は4

# 〇社会保険等に加入していた 75 歳以上の人に扶養されていた 65 歳以上の人

いままで扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割と資産割が課税されません。 また、7割・5割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。 ※均等割及び平等割の軽減期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過

での間

# 国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

国民健康保険税の納付方法が特別徴る人には、特別徴収開始通知書を別 収(年金からの天引き)となります。**該当する人には、特別徴収開始通知書を**] 下の①~④の条件全てに該当する人は、 途送付します

- $\Theta \Theta \Theta \Phi$
- 世帯主が国民健康保険に加入している世帯もが国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である世帯内で国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

## 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合

2) 2 税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収。 特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等に。 まず

- 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い
- 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い **\* \***

# 【 特別徴収から口座振替へ変更することができます

申請す  $\langle$ 特別徴収ではなくひき、 づき口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です。

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、税務課で申請してください。

₩ 特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額I 変わりません。なお、納付書での納付へ変更することはできません。

電話 026—273—1111 (代表) 千曲市役所 問い合わせ先

〇国民健康保険税の計算について

〇国民健康保険税の納付について

医療費の給付について 〇加入・脱退

5243 内線 [ 債権管理課

5241

税務課

6253 囚额 建康推進課

## 【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

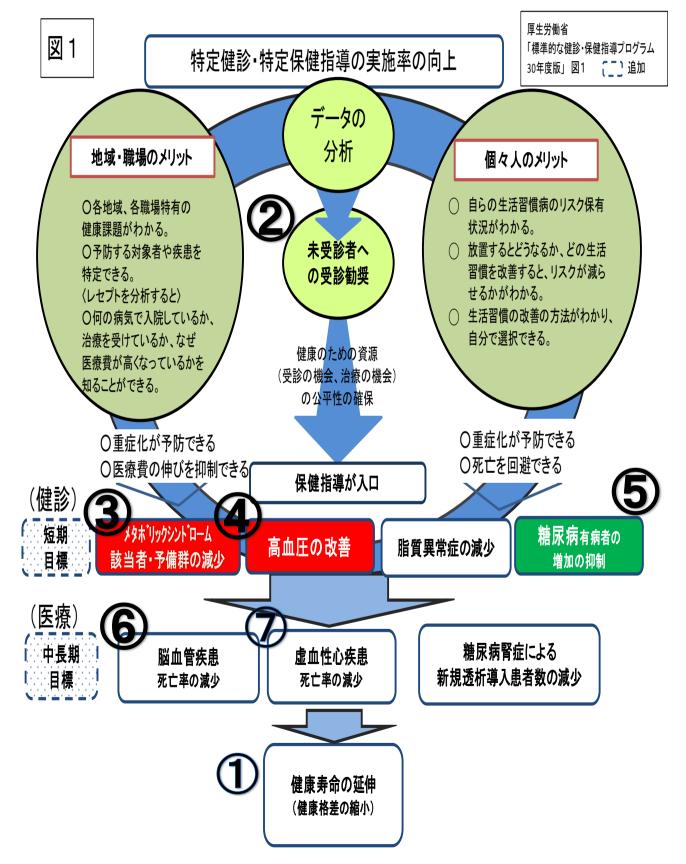
R1税率(R1.6月県内都市国保事務研究協議会調査)

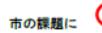
	医療分 支援金分			R1.6月県内都市国保事務研究協議 介護分			云则且)						
R1年度	所得割	資産割		亚垒割	所得割			亚垒割	所得割		均等割	亚垒割	R1年度
KI   /X	) () () () () () () () () () (	貝座司 %	円	一寸可	// (牙可	貝座司 %	四十四	一子可	別行司	貝座司 %	四十四	一寸可	改定
	70	70	户	户	70	70	门	户	70	70	户	户	
長野市	8.20		17,760	19,680	2.80		6,240	7,560	2.60		8,760	7,080	0
						<u>/</u> ,							
松本市	9.10		18,800	22,700	3.20		6,500	7,400	2.60		6,400	6,700	
17411	9.10		10,000	22,100	3.20		0,500	7,400	2.00		0,400	0,700	
													_
上田市	7.11	3.00	23,100	22,200	2.44		8,000	7,200	2.30		7,200	5,800	0
岡谷市	7.36	18.95	18,200	16,800	2.33	4.51	7,400	6,000	1.99	3.95	7,200	5,400	$\circ$
飯田市	6.60		16,500	21,000	3.05		10,600		2.70		8,600	6,800	
			,	,-			,				-,	-,	
===+-+-	7.00	00.00	10.000	00 000	0.70	7.00	0.000	0.500	1.70	7.10	7.000	C 000	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40		19,000	19,000	2.90		6,000	6,000	2.10		8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
				,			,				,	,	
伊那市	6.50		23,400	2,400	2.30		8,800	7,900	2.40		10,300	7,700	0
[Jr] Jh) 111	0.30		25,400	2,400	2.30		0,000	7,900	2.40		10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	7.10	16.90	24,600	21,600	2.00	8.20	8,800	7,800	2.00	4.60	9,900	5,800	$\circ$
						,							
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40		11,000		2.20	2.00	8,000	7,000	
)/u11h	0.50	22.00	10,000	21,000	2.40		11,000		2.20	2.00	0,000	1,000	
6-4 t t													
飯山市	6.90	21.00	20,000	20,100	3.45	10.50	9,800	9,700	2.60	4.75	7,500	7,000	0
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.74		23,100	23,700	2.21		7,900	7,300	1.86		7,900	6,100	
			,=-9	,			,0	,			,	,	
<b>工</b> 册士	7 70	10.00	10 500	99 000	9.40	E 20	7 500	7 000	1.00	4.00	7 200	6 200	
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000	0
						,				,			
安曇野市	6.90		20 400	20,400	2.70		9,600	9,600	2.20		7,000	7,000	0
久云 川	0.30		20,400	20,400	2.10		3,000	3,000	2.20		1,000	1,000	
VI 1.6-	<b>5</b> 0 0	15.10	10.000	01.000	0.01	<b>5</b> 05	10.015	F 0.15	0.25	4.05	0.075	0.555	
平均	7.09	15.12	19,808	21,288	2.61	5.38	12,213	7,645	2.28	4.20	8,056	6,757	
	1				<u> </u>				<u> </u>		I		I

## 千曲市の社会保障健全化に向けて、医療費・介護費の適正化 2019.7.10作成

【方法】特定健診・保健指導等のメリットを活かし、生活習慣病「脳・心・腎疾患等」の発症予防及び重症化予防を図る。(図1)

ー特定健診・保健指導のメリットを活かし、健康日本21(第二次)を着実に推進ー





## 健康寿命延伸

平均寿命・健康寿命ともに県平均より高い

		H22		H	27
		男	女	男	女
健康寿命	市	64.8	67.4	66.4	67.5
(歳)	県	65.8	67.2	66.0	67.2
平均寿命	市	80.2	87.7	82.1	88.0
(撤)	県	80.9	87.2	81.8	87.7
(算出基礎資料:生命表開勢調査)					

## 1人当たり医療費

国保・後期高齢者医療費を抑制します。

保険		H29	H30
<b>5</b> 7	医療費(円)	372,358	367,449
保	順位(19市高順)	3位	11位
後	医療費(円)	872,715	851,809
期	順位(19市高順)	4位	6位

2

## からだの状態をみる

40歳から74歳国保加入者

特 定



4

うち新規受診者 95人(1%) 増えました!

健 診 結

果

## メタホリックシントローム 該当者・予備群の減少

	H25	H29
該当者+予備群	29.6%	30.5%

## 高血圧の改善

維練受診者経年変化(H29⇒H30)

_	H25	H29
高血圧Ⅱ度以上 収縮期160以上 /拡張期100以上	169人 4.3%	166人 4.0%

(5)

(3)



別紙1

心臓・脳が大変! 未治療者・中断者への

H30

受診勧奨を続けます

## H29 H30 未受診 改善 変化なし 高血圧工度以上 18人 収縮額180以上 /拡張期110以上 10人 8人

医童 療症 費化

## 虎血性心疾患 7

年間総額 (5,300万円)

200万円以上 1.632万円 6人 レセプト(年間)

## 6

脳血管疾患

H30

年間総額 (億 2,500万円) 200万円以上 6人 1,657万円 レセプト(年間)

## **⑤**

## 糖尿病有病者の 増加の抑制

## 重症化予防[糖尿病性腎症による人工透析導入者の減少]、医療費適正化に向けて取り組んできました。

## (1) 糖尿病を判断するための検査・・・・HbA1c

	血液検査項目	值(%)	からだの様子	
HbA1c	  赤血球(たん白質) に糖	4.6~5.5	正常範囲	
ヘモグロビン	がくっついた状態のこと 1~2か月間の血糖値の	7.0以上	合併症を起こす	慢性的に血糖が
	平均がわかります	8.0以上	糖毒性を起こし臓器をいためる	高い状態

## (2) HbA1c8. O以上の人 41人の受診後保健指導後の結果 (R元年 5月現在)

	H29年月		特定健診結果	
	治療有無	性別	年齢	HbA1c値
1		男	64	13.3
2		女	64	10.4
3		男	71	10.2
4		男	70	9.4
5	治	女	65	9
6	療	女	65	8.7
7	な	男	69	8.5
8	し	男	66	8.5
9		女	65	8.4
10		女	65	8.3
11		男	55	8.3 8.2
12		女	70	8.1
13		女	54	11
14		女	66	10.9
15		男	67	10.6
16		男	61	10.1
17		男	54	9.1
18		女	64	8.6
19	治	女	60	8.5
20	治 療	女	62	8.5 8.5
21	中	男	45	8.5
22		男	71	8.4
23		女	67	8.4
24		女	71	8.1 8.1
25		男	62	8.1
26		男	66	8.1
27		男	71	8
28	無	男	73	8.7
29	<del>////</del>	男	63	8.2
30		男	60	11.6
31		男	67	10.1
32	]	女	64	9.3
33		女	68	8.3
34	治	男	66	8.3
35	治 療	男	66	8.1
36	中	男	74	9.9
37		女	53	8.9
38		女	63	8.9
39		女	67	8.2
40		男	61	8.2
41	無	男	66	8.1

	1130年度 ガス	(1女)
治療有無	HbA1c値	結果
	7.2	
	6.3	
	9.8	
	6.8	
治	6.6	
療	6.9	
[療 開 始	5.8	
殆	8.1	
	/	
	6.5	改善善
	7.2	盖
	6.7	
	6.9	
	7.2	
	7.8	
	9.0	
継	7.7 7.9	
続	7.9	
して	7.1	
治	7.7	
継続して治療中	8.3	
中	7.7	
	6.7	
	7.8	(27人)
	7.0	( つ)
	7.1	
治開		
療始		不
		明
		,,,
継		
		8人
L		
続して治療中	110	
療	11.0	
中	9.3	悪ル
	10.6	化
	9.3 9.0	5人
死亡	<u> </u>	その他
76 -		C 47 IB

H30年度 介入後



事 務 連 絡 平成 31 年 4 月 4 日

市町村国民健康保険主管課長 様

長野県国民健康保険団体連合会総 務 課 長

研修会の開催について (予告)

平素より、本会事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、本会では下記のとおり研修会を実施する予定ですので予めお知らせいたします。 また、出欠席につきましては、今後お送りいたします開催通知によりご報告ください。

記

1. 国民健康保険担当者研修会

日 時:令和元年8月7日(水)午前11時から

8月8日(木)午後3時まで

場 所:長野県自治会館 2階 大会議室

長野市大字西長野字加茂北 143-8

内容:長野県及び本会による国保制度、事務処理等の説明

対象者:国民健康保険担当者(両日の出席を原則とします)

2. 国民健康保険運営協議会委員等研修会

日 時:令和元年10月30日(水)午後1時から

場 所:穂高公民館

安曇野市穂高 5047 番地(TEL0263-82-5970)

内 容:講演「長野県の国民健康保険等の現状について」(予定)

長野県健康福祉部健康増進課

国民健康保険室長 油井 法典 氏

講演「地域包括ケアシステムの現状と課題」(予定)

国立大学法人信州大学経法学部応用経済学科

教授 井上 信宏 氏

対象者:国民健康保険運営協議会委員並びに後期高齢者医療制度運営協議会委員

及び関係職員

長野県国民健康保険団体連合会 総務課 企画広報係 (課長)尾形 誠 (担当)轟 幾代・清水 夏海 TEL 026-238-1550 (直通) FAX 026-238-1559 Web-mail 5000102@kokuho-nagano.local

## 国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険)

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な 保険給付を行うものとする

(保険者)

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより 都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第 1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定 による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。)を審議 させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を 置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会(第5項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもって組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第11条第2項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。) は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益 を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者 を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第5条第1項において「協議会」 という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

**第4条** 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

- **第5条** 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- **2** 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を 代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日 規則第 71 号

(趣旨)

第1条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。) については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び国民健 康保険法施行令(昭和33年政令第362号)並びに千曲市国民健康保 険条例(平成15年千曲市条例第147号)に定めるもののほか、この 規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

- 第3条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 (会議)
- 第4条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。
  - (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
  - (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要があるとき。 (定足数)
- 第5条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議 を開くことができない。

(表決)

- 第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 第7条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければ ならない。
- 2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。 (関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又 は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることがで きる。

(書記)

- 第9条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第10条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とと もに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

